明治大学専門職大学院法務研究科及び明治大学法学部の法曹養成連携協定の変更協定

明治大学専門職大学院法務研究科（以下「甲」という。）と明治大学法学部（以下「乙」という。）は、令和４年３月９日付３文科高第１３１９号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第６条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第１条　甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

１　令和４年度入学者より、連携法科大学院開設科目の刑法Ⅰについて、単位数を２単位から３単位に変更する。

２　令和４年度入学者より、連携法科大学院開設科目の刑法Ⅱについて、単位数を２単位から３単位に変更する。

３　令和５年度入学者より、連携法科大学院の法学未修者コース１年次開設科目に「民事訴訟法基礎」を追加する。

４　令和５年度入学者より、連携法科大学院の法学未修者コース１年次開設科目に「刑事訴訟法基礎」を追加する。

（効力の発生）

第２条　本協定は、法第７条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を２通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各１通を保有する。

令和５年１月３０日

甲	乙
明治大学専門職大学院 法務研究科長	明治大学 法学部長
工藤　祐巌	上野　正雄

明治大学専門職大学院法務研究科及び明治大学法学部の法曹養成連携協定

明治大学専門職大学院法務研究科（以下「甲」という。）と明治大学法学部（以下「乙」という。）は，次のとおり，法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第６条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は，明治大学における法曹養成において，甲と乙が体系的・一貫的な教育課程を編成し，法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して効果的な教育を行うことにより，法曹養成の一層の進展に資することを目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第２条 本協定において，法第６条第２項第１号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は，それぞれ以下のとおりとする。

一 連携法科大学院 明治大学専門職大学院学則第６条第１項に規定する明治大学専門職大学院法務研究科法務専攻

二 連携法曹基礎課程 明治大学学則第２条第２項に規定する明治大学法学部法律学科において法曹養成基礎課程制度概要で定める「法曹コースにおける一貫教育プログラム」（以下「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第３条 乙は，本法曹コースの教育課程を別紙１のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第４条 乙は，本法曹コースの成績評価基準を別紙２のとおり定め，当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（本法曹コースの早期卒業の基準等）

第５条　乙は，本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙３のとおり定め，当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

２　乙は，前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生に対し，適切な学習支援体制を構築するものとする。

（甲の乙に対する協力等）

第６条 甲は，本法曹コースにおいて，甲における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう，以下の協力を行うものとする。

一 甲の学生の学修に配慮しつつ，本法曹コースの学生に対し，甲の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること

二 乙の求めに応じ，本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当たり，甲の教員を派遣すること

三 乙における教育の改善・充実のため，共同して授業改善のための活動を行うこと

2 甲及び乙は，甲における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため，連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は，協議により，前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

（入学者選抜の方法）

第７条 甲は，本法曹コースを修了して甲に入学しようとする者を対象として，以下の入学者選抜を実施する。

一 ５年一貫型選抜 論文式試験を課さず，本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

二 開放型選抜 論文式試験を課し，本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員，出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙４のとおりとする。

（本協定の有効期間）

第８条 本協定の有効期間は，2020 年４月１日から５年間とする。ただし，本協定の有効期間満了の１年前の日までに，甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には，有効期間を更に５年間延長して更新することとし，以後も同様とする。

2 甲と乙は，合意により，本協定を廃止することができる。

（本協定に違反した場合の措置）

第９条 甲又は乙は，他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合，他方当事者に対し，相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は，他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は，本協定の廃止を通告し，本協定を終了することができる。ただし，申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は，この限りではない。

（本協定が終了する場合の特則）

第１０条 第８条又は前条第２項の規定により本協定が終了する場合にあっては，甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し，甲及び乙が本協定の廃止に合意し，又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において，現に本法曹コースに在籍し，又は在籍する予定である学生が，本法曹コースを修了するときに，終了するものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１１条 甲及び乙は，本協定に定めのない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については，第６条第２項に規定する連携協議会において協議し，決定する。

２ 前項の規定にかかわらず，甲及び乙は，その合意により，本協定を変更することができる。

本協定を証するため，本書を２通作成し，各当事者の代表者が署名押印のうえ，各１通を保有する。

２０２３年1月３０日

甲

明治大学専門職大学院
法務研究科長

工藤　祐巌

乙

明治大学
法学部長

上野　正雄

＜別紙１＞

１．乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は「５つのコース制」を採用しており，その中の１つである「法曹コース」では，法曹として相応しい創造的な思考力と豊かな人間性および高い倫理観を涵養し，「法」の規律の対象である「人間」についての幅広くかつ高度な理解を前提としたうえで，法曹（実務法律家）となるのに必要な基礎的な能力を備え，司法試験予備試験及び法科大学院既修者コースの入学試験に対応できる能力を養成することを目的としている。

同コースをベースとした本法曹コース（「法曹コースにおける一貫教育プログラム」）では，上述の目的および法学部における教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）にもとづき，連携法科大学院とともに体系的・一貫的な教育課程を編成することにより，法曹志望が明確な学生等に対し，学部段階から，より高度かつ効果的な法曹教育を行う。

２．乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目（法律必修科目群）※注３		必修科目（コース科目群）		選択必修科目（コース科目群）	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
１年	前期	◎憲法（人権）Ⅰ	２			日本近代法史Ⅰ	２
		◎民法（総則）Ⅰ	２				
		◎刑法（総論）Ⅰ	２			※注１	
	後期	◎憲法（人権）Ⅱ	２			日本近代法史Ⅱ	２
		◎民法（総則）Ⅱ	２				
		◎刑法（総論）Ⅱ	２				
２年	前期	◎憲法（統治）Ⅰ	２	◎民法（物権）	２	商法概論・総則	２
		◎民法（債権総論）Ⅰ	２	○民法（親族）Ⅰ	２	※注２	
		◎刑法（各論）Ⅰ	２	○行政法ＡⅠ	２		
				○司法演習Ⅰ	２		
	後期	◎憲法（統治）Ⅱ	２	◎民法（担保物権）	２		
		◎民法（債権総論）Ⅱ	２	○民法（親族）Ⅱ	２		
		◎刑法（各論）Ⅱ	２	○行政法ＡⅡ	２		
				◎会社法Ⅰ	２		
				◎刑事訴訟法Ⅰ	２		
				◎刑事訴訟法Ⅱ	２	※注４	
				○司法演習Ⅱ	２		

３年	前期			◎民法（契約） Ⅰ	2	手形・小切手法Ⅰ ※注２	2
				◎民法（損害賠償）	2	法哲学Ⅰ	2
				○民法（相続）	2	法社会学Ⅰ	2
				○行政法ＢⅠ	2	法史学（西洋） Ⅰ	2
				◎会社法Ⅱ	2	ドイツ法Ⅰ ※注１	2
				◎民事訴訟法Ⅰ	2	フランス法Ⅰ	2
				◎民事訴訟法Ⅱ ※注４	2	中国法Ⅰ	2
	後期			◎民法（契約） Ⅱ	2	商行為法（商取引法） ※注２	2
				○行政法ＢⅡ	2	手形・小切手法Ⅱ	2
						法哲学Ⅱ	2
						法社会学Ⅱ	2
						法史学（西洋） Ⅱ	2
						ドイツ法Ⅱ ※注１	2
						フランス法Ⅱ	2
						中国法ⅠⅡ	2
合計			２４		４０		

◎：乙（本法学部）のカリキュラムにおける必修科目

○：本法曹コース修了要件における必修科目

※注１　基礎法・外国法科目：この中（他にも選択肢あり）から８単位以上の修得が必要

※注２　コース展開・先端科目：この中（他にも選択肢あり）から４単位以上の修得が必要

【乙の卒業要件（抜粋）】

・卒業に必要な単位数は，１２８単位以上とする。

・法律必修科目群については，２４単位を修得しなければならない。※注３

・コース科目群については，コースにおいて定める必修科目を含め，４４単位以上を修得しなければならない。

コース	科目区分	必要修得単位数		
		必修	選択必修	計
法曹	コース専門法律科目　※注４	１８	１４	３２
	コース展開・先端科目		4	4
	基礎法・外国法科目		8	8
	計	１８	２６	４４

※注４　必修科目（７科目１４単位）の他に「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」または「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」のどちら

か一方の科目（２科目４単位）を選択し必修とする。両方の科目を修得した場合，どちらか一方の科目は選択必修科目に含まれる。

【本法曹コース（法曹コースにおける「一貫教育プログラム」）修了要件】

① 乙の法曹コースに所属し，卒業に必要な単位数を満たしていること。また早期卒業申請者は，早期卒業の要件を満たしていること。

② 上記①（乙の卒業に必要な単位数）のほか，次のアからエのすべてを満たしていること

ア 「民法（親族）Ⅰ」,「民法（親族）Ⅱ」および「民法（相続)」をすべて単位修得していること ※注５

イ 「行政法ＡⅠ」,「行政法ＡⅡ」,「行政法ＢⅠ」および「行政法ＢⅡ」をすべて単位修得していること ※注５

ウ 「民事訴訟法Ⅰ」,「民事訴訟法Ⅱ」,「刑事訴訟法Ⅰ」および「刑事訴訟法Ⅱ」（いずれも「法曹コース」用に限定する）をすべて単位修得していること

エ 「司法演習Ⅰ」および「司法演習Ⅱ」（いずれも「法曹コース」用に限定する）を４単位以上単位修得していること

③４年生は，卒業時のＧＰＡが３．００以上であること

※注５ これらの科目は，以下のとおり読み替えることができる。

<table>
<tr><th colspan="2">科目名・単位数</th><th></th><th colspan="2">科目名（仮称）・単位数</th><th>配当年次</th></tr>
<tr><td>民法（親族）Ⅰ</td><td>2</td><td rowspan="3">⇒</td><td rowspan="3">民法（家族法）Ⅰ・Ⅱ</td><td rowspan="3">各
2</td><td rowspan="3">3 年次</td></tr>
<tr><td>民法（親族）Ⅱ</td><td>2</td></tr>
<tr><td>民法（相続）</td><td>2</td></tr>
<tr><td>行政法ＡⅠ</td><td>2</td><td rowspan="2">⇒</td><td rowspan="2">行政法（総論）</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">2 年次</td></tr>
<tr><td>行政法ＡⅡ</td><td>2</td></tr>
<tr><td>行政法ＢⅠ</td><td>2</td><td rowspan="2">⇒</td><td rowspan="2">行政法（救済法）</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">3 年次</td></tr>
<tr><td>行政法ＢⅡ</td><td>2</td></tr>
</table>

＜別紙２＞乙の法曹コースにおける成績評価の基準

判定	評価	点数	内容（その科目の履修に必要とされた学習目標）	評価の割合
合格	S	100～90 点	非常によく達成している	３０％程度　※1
	A	89～80 点	よく達成している	
	B	79～70 点	達成している	
	C	69～60 点	目標の最低限は達成しているものの，不十分な点がある	
不合格	F	59 点以下	達成していない	
	T	未受験	試験を欠席している等	

※１　各授業科目において，成績評価「Ｓ」及び「Ａ」の割合を合わせて履修者の３０％程度とする。（演習科目，実技科目，外国語科目はこの限りではない）

【ＧＰＡ算出方法】

ＧＰ（グレード・ポイント）

Ｓ：４，Ａ：３，Ｂ：２，Ｃ：１，Ｆ：０，Ｔ：０

ＧＰＡの算出方法

$$\frac{(4\times\text{Ｓ評価科目単位数})+(3\times\text{Ａ評価科目単位数})+(2\times\text{Ｂ評価科目単位数})+(1\times\text{Ｃ評価科目単位数})}{\text{全履修登録科目の合計単位数（Ｆ・Ｔの評価科目を含む）}}$$

＜別紙３＞乙の早期卒業制度

１　対象者

「国内外の大学院（またはそれに準ずる機関)」（以下「大学院」という）への進学希望者。ただし，編入学生は対象外とする。

２　申請資格

①　２年次修了時に，卒業に必要な単位数（１２８単位以上）のうち８６単位以上を修得していること。

②　２年次修了時において，「Ｓ」または「Ａ」の評価である科目の修得単位数が，履修登録をした科目のうち卒業に必要な単位数に算入される科目の総単位数(「Ｆ」「Ｔ」を含む。）の８０％以上であること。または，ＧＰＡが３．１０以上であること。

③　大学院への進学を目的としていること。

３　申請方法

３年次の履修登録時に，「３年次早期卒業願」を法学部事務室に提出すること。

４　審査内容（早期卒業要件）

早期卒業をできる者は，申請者の内，次の各号のすべてに該当する者とする。

①　３年次修了時に，卒業に必要な単位数（１２８単位以上）を修得していること

②　３年次修了時において，次のアからウのいずれかの要件を満たしていること。

ア　「Ｓ」または「Ａ」の評価である科目の総単位数が，履修登録をした科目のうち卒業に必要な単位数に算入される科目の総単位数（「Ｆ」「Ｔ」を含む。）の８０％以上であること。

イ　ＧＰＡが３．００以上であること。

ウ　履修登録した「コース科目群科目」において，「Ｓ」または「Ａ」の評価である科目の総単位数が，「コース科目群科目」として卒業に必要な単位数に算入される科目の総単位数（「Ｆ」「Ｔ」を含む。）の９０％以上であること。

③　３年次修了時に大学院入学試験に合格していること。

５　必修科目における特例措置

４年次配当の必修科目「専門演習ＢⅠ」および「専門演習ＢⅡ」について，教授会が認めた卒業に必要な科目（コース科目群）の単位修得をもって読み替えることとする。

以　上

＜別紙４＞

乙の法曹コースを修了し，甲に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

【アドミッションポリシー】

入学者選抜においては，「『個』を大切にし，人権を尊重する法曹」の養成という本法務研究科の教育理念に共鳴し，正義感にあふれ，批判的精神をもって社会を見つめ，独立の気概をもって法に取り組む積極的人材を求める。

１　５年一貫型特別選抜入試

（１）出願資格

出願時において，次の各号を全て満たす者

① 乙における本法曹コースに在籍し，同コースの修了要件を，翌年３月 31 日までに満たす見込みである者

② 乙の教育課程を修了し，翌年３月 31 日までに卒業する見込みの者

（２）募集人員

７名（乙以外の法曹養成連携協定締結大学からの出願者も含む）

（３）実施時期

入学前年度の７月以降に実施する

（４）選抜方法

下記項目を総合的に評価して合否を判定する

① 乙における成績

② 上記①以外の提出書類(志願者調書等)

③ 面接試験の成績

（５）入学資格

翌年３月 31 日時点において，次の各号を全て満たす者

① 乙における本法曹コースに在籍し，同コースの修了要件を，翌年３月 31 日までに満たした者

② 乙の教育課程を翌年３月 31 日までに修了し，かつ卒業した者

２　開放型特別選抜入試

実施しない

以　上